

別紙 2 (事業評価報告書)

平成 30 年度新潟県鳥獣被害防止総合対策交付金の事業評価報告書

団体名
(協議会名) 出雲崎町鳥獣被害防止対策協議会

1 事業効果の発現状況

○推進体制

- ・出雲崎町鳥獣被害防止対策協議会において、出雲崎町、出雲崎猟友会等の関係機関連携のもと、被害防止対策に取り組んでいる。
- ・イノシシの特性やくくりわなの設置方法等、効果的な被害対策を習得する講習会を開催している。
- ・イノシシ被害防止用電気柵の導入集落に対し、設置研修を開催している。
- ・出雲崎猟友会を中心とした出雲崎町鳥獣被害対策実施隊（以下、実施隊）を設置し、捕獲体制の強化を図っている。

○捕獲及び被害防除

・イノシシ

実施隊による捕獲活動（くくりわな及び銃器）を実施した。（捕獲頭数：H30 10 頭）

しかし、山間部の集落において水田の踏み荒らしや畦の掘り返し等の農作物被害が継続して発生した。そこで、農作物被害が大きい集落において、当該交付金及び中山間地域所得向上支援事業を活用し、イノシシ被害防止用電気柵を導入した。その結果、導入集落の被害は減少した。ただし未導入の集落には被害があり、今後拡大する懸念もあるため、引き続き対策を検討する必要がある。

・カラス類、ゴイサギ、アオサギ、ノウサギ

実施隊による捕獲活動（銃器）を実施し、被害が 0 になった。

2 被害防止計画の目標達成状況

- ・カラス類、ゴイサギ、アオサギ、ノウサギ等は、実施隊の捕獲活動により、被害金額、被害面積ともに目標を達成した。
- ・イノシシは、実施隊による捕獲活動及び集落による電気柵の設置により、被害金額、被害面積ともに目標を達成した。

3 被害防止計画の達成状況

対象地域	実施年度	対象鳥獣	事業内容	事業量	管理主体	供用開始	利用率・稼働率
新潟県 出雲崎町 全域	H28～H30	カラス類 ゴイサギ アオサギ ノウサギ イノシシ	個体数調査 有害捕獲 被害防止施設整備	H28（イノシシ） ・捕獲活動 218回 ・捕獲資材 ・捕獲技術研修会 ・事務費 H29 ・捕獲資材 ・電気柵設置 H30 ・捕獲資材 ・捕獲技術研修 ・イノシシ特性研修 ・電気柵設置研修 ・電気柵設置	出雲崎町鳥獣 被害防止対策 協議会	H25～	100%

獣種	事業効果
カラス類 ゴイサギ アオサギ ノウサギ	銃器を使用した捕獲活動により被害を防止できた。
イノシシ	くくりわな、銃器等を使用した捕獲活動及び電気柵を設置することにより被害を防止できた。

被害防止計画の目標と実績								
獣種	被害金額（万円）				被害面積（ha）			
	基準年（年度） の実績値（A）	目標値 （B）	目標年（年度） の実績値（C）	達成率（%） （A-C/A-B）	基準年（年度） の実績値（A）	目標値 （B）	目標年（年度） の実績値（C）	達成率（%） （A-C/A-B）
カラス類 ゴイサギ アオサギ ノウサギ	11.2	11.2	0.00	—	0.12	0.12	0.00	—
イノシシ	96.1	81.7	74.6	149.3%	0.87	0.74	0.65	169.2%
合計	107.3	92.9	74.6	227.1%	0.99	0.86	0.65	261.5%

4 評価

事業主体の評価	<p>（カラス類、ゴイサギ、アオサギ、ノウサギ） 実施隊による捕獲活動（銃器）を実施した。その結果、被害金額及び被害面積は0となり、目標を達成することができた。今後も継続して実施隊による捕獲活動を行い、被害0を維持する。</p> <p>（イノシシ） 実施隊による捕獲活動（くくりわな及び銃器）を使用した捕獲活動を実施した。捕獲頭数は増加傾向にあり、実施隊員の捕獲技術が向上してきたと思われる。（捕獲頭数 H28:4頭 H29:4頭 H30:10頭）また、被害が大きい集落を中心に、電気柵を設置した。（5集落 計 12.79km）これらの取組により、被害金額及び被害面積ともに目標を達成することができた。 今後は電気柵の未設置地区に被害が移っていくと思われるため、引き続き集落が主体となった電気柵設置（拡大）及び維持管理ができる体制づくりを働きかける。また、隣接する市の電気柵の延長が増加していることから、今後さらなるイノシシの流入が懸念されるため、実施隊を中心に捕獲に関する知識、技術の普及に力を入れていきたい。</p>
第三者の意見	<p>以下、鳥獣種ごとにコメントを述べる。 【イノシシ】 電気柵については、設置時の講習もきちんと導入し、適切な距離を導入していることから、維持管理の状況もよく、効果を発揮している。しかし、電気柵については、導入直後より、3～5年経過したころが最も破られやすくなる。電気柵を秋に入れ、春に設置することを繰り返すたびに、我流の設置によるヒューマンエ</p>

ラーや資材の劣化による交換時期なども重なり、電気柵の効果が低下することがある。電気柵の機能を維持していくためには、過去に設置した集落の電気柵の機能診断や設置した後の電気柵の設置の注意点をチェックするリストなどを配布することで、農家の方に電気柵の管理の方法をしっかりと学んでいただく機会を持っていただければよいと思う。町職員で定期的な巡回を行い、注意喚起することも効果的である。

イノシシの捕獲については実施隊が中心としてくくり罠を設置しているとのことだが、今後はイノシシの捕獲における狩猟カレンダーの記入を実施隊員に義務付ける必要があると思う。公的捕獲において最も大切なのはスレ个体と呼ばれる捕獲を失敗して取り逃がした个体を増やさないことである。狩猟カレンダーを各自に記載していただき、あまりにも失敗の多い隊員は捕獲ではなく、見回りや森林の管理など別の業務に移ってもらうことも検討してほしい。R1年度より、新潟県の指導者養成研修の上級研修では、くくり罠設置の技術を教える研修を実施している。ぜひ、実施隊のメンバーに参加を促していただきたい。来年度以降は、上級者研修以外の時期もくくり罠の指導ができる体制が整うため、くくり罠免許保持者の技術向上の取り組みは継続して行っていただきたい。くくり罠による捕獲成功率が80%を下回る人にはできれば有害鳥獣捕獲には携わらないよう指導を行うことが大切である（スレ个体を作ることになるため、今後その个体が子供を産むため、地域の加害个体が減少しないから）。一方で、被害が発生した集落から要望があった場合は、技量の高い捕獲者がそのエリアにわなを設置できる仕組みを町として整えてほしい。設置後の見回りは住民やその地域を見回る人材を別に設け、うまい人がたくさん罠をかける仕組みを作っていただきたい。現在、農業者による罠の取得支援をしているようだが、農業者は、農繁期には忙しく、イノシシを中心となって捕獲することは困難であると考えられる。今後は、被害が発生した時期に、加害个体をしっかりと捕獲できる専門職的な人材の雇用を町で検討して行ってほしい。

【アオサギ、ゴイサギ、カラス等の鳥類について】

カラスの被害の発生状況について、きちんと被害を把握してほしい。農地におけるトウモロコシなどの夏野菜の被害であれば、農家にネットやテグスを設置する啓発指導を行ってほしい。有害鳥獣捕獲で被害がなくなったとのことだが、他市町村の例を見ると、有害鳥獣捕獲で被害がなくなる例は非常に一時的であり、今後も同様の効果が得られるかどうか疑問が残る。本当に被害がひどい場所では、まずは、ネットやテグスなどの防除器具の設置を進めてほしい。それでも被害が減らない場合は、カラスではなく、ハクビシンやタヌキの被害をカラスと誤認しているケースもある。その場合は、小型獣類用の電気柵を設置しないと被害は減少しないため、別の対策が必要である。

アオサギ、ゴイサギによる被害は、稲の踏み倒しだろうか？こちらについてもいつ、どのような被害が出ているか、きちんとその内容を詳細に調査してほしい。そして、有害捕獲で被害がなくなったのは、良い時期に追い払いの意味で有害捕獲が行われたかどうか、きちんと実施時期とその前後の被害について検証を行っていただきたい。

【ウサギの被害について】

	<p>こちらについても農業被害が何の作物でいつの時期に発生しているか、きちんと把握する必要がある。多くの動物の場合、個体の捕獲で被害がゼロになることはその地域の個体がゼロにならないと達成されることはない。もし、捕獲で被害がゼロになる場合、その地域ではノウサギが急激に減少している可能性もある。ノウサギは在来種なので、地域の個体群を維持する必要があることから、被害と動物の捕獲の関係について、既存でやっている事業だからなんとなくやるという捕獲ではなく、意味のある有害捕獲を実施していただきたい。</p> <p>次回、第3者評価を依頼する場合は、今年度の評価に対し、被害防止計画で意見をどのように改善したか、その方針と改善策についての答えを一緒にいただければ幸いです。</p>
市町村の評価	—

- (注) : 1 被害金額と被害面積の両方の被害防止計画目標の達成率が70%未満である場合は、実施要領第12の2に基づき改善計画を作成し、知事に提出すること。
- 2 3の事業効果には、獣種等ごとに事業実施前と事業実施後の定量的な比較ができるよう時間軸を明確に記載の上、その効果を詳細に記載すること。
- 3 4の総合評価のコメントには、目標が未達成となった場合は、その理由も記入すること。
- 4 市町村が間接補助事業者となっている場合は、4の「市町村の評価」欄に評価を記載すること。

5 鳥獣被害防止施設等設置後の被害状況等について
別添2